

京都市告示第 57 号

児童福祉法第 21 条の 5 の 20 第 4 項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8 年 4 月 7 日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
株式会社 T - a i m	児童発達支援	K I D A C A D E M Y 伏見桃山校 2650900620	京都市伏見区桃山井 伊掃部東町 36 番地 桃山井伊かもんビル 1 階	令和 8 年 3 月 3 1 日
特定非営利 活動法人明 日堂	放課後等デイ サービス	あっとわと 2650900182	京都市伏見区醍醐勝 口町 3 番地 2 2	令和 8 年 3 月 3 1 日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)